

令和5年度 第12回豊能町教育委員会会議（3月定例会）会議録

日 時： 令和6年3月18日（月） 午後2時30分開会

場 所： 豊能町役場 2階大会議室

出席者：	教育長	森田 雅彦
	教育委員	宮崎 純光
	教育委員	坂口 敏子
	教育委員	富永 彰一
	教育委員	小松 郁夫
事務局：	こども未来部長	仙波 英太郎
	教育総務課長	吉澤 亘
	義務教育課長	峯 亜希子
	義務教育課主幹兼	
	保幼小中一貫教育推進室室長	山田 善紀
	こども育成課長	高田 浩史
	生涯学習課長	千歳 あや乃
	教育総務課主事	横山 悟士

傍聴者： 4名

会議次第

○審議事項

第13号議案 令和6年度豊能町教育基本指針（案）について 【継続審議】

第19号議案 豊能町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の改正について

第20号議案 豊能町立小・中学校教職員人事取扱要領の改正について

第21号議案 令和6年度学校医及び学校歯科医の委嘱について

第22号議案 豊能町スポーツ推進委員の委嘱について

第23号議案 令和6年度 学校園所管理職人事について

○各課・室からの報告

【教育長】

それでは会議を始めて参ります。ただいまの出席委員は4名です。過半数に達しておりますので、ただいまから令和5年度第12回豊能町教育委員会会議3月定例会を開会いたします。会議録署名人を宮崎職務代理にお願いいたします。本日は審議事項が6件、その他事項が1件ございます。初めに前回会議からの継続審議になっております。第13号議案、「令和6年度豊能町教育基本指針（案）について」でございます。前回、それぞれの委員からご意見、ご指摘いただいたき、その部分を訂正あるいは改訂しまして、案として再度提案させていただいております。事務局より説明をお願いいたします。

【義務教育課長】

「令和6年度豊能町教育基本指針（案）」につきましては、前回たくさんのご意見をいただきました。修正案を作成いたしましたので、本日は大きく変更した点と前回十分な説明ができなかった内容につきまして、まずご説明をさせていただきます。それでは修正案、資料の6ページをお開きください。教育コミュニティづくりの推進につきまして、項が削除されていることのご意見をいただきましたが、6ページの下段、「(2) 地域とともにある学校づくりの推進」の中に、教育コミュニティづくりの目標をまとめて整理しました。そのことをご理解いただけるよう、地域とともにある学校づくりの後ろに括弧しまして、「教育コミュニティづくり」を追記いたしました。6ページ下の黒枠の中になります。

また、7ページをお開きください。目標につきましては、目標10から15がありますが、「①教育コミュニティづくりの推進」と、「②放課後等における子どもの様々な体験活動の場づくりの充実」、この2つに分けて整理をいたしました。続きまして、14ページをご覧ください。5. 「小中学校の教育力の充実」、(1)には趣旨を追記し、学習指導要領の趣旨の確実な実施としております。続きまして23ページです。働き方改革につきましてのご意見をいただいております。学校だけではなく、町としても課題を整理し、計画的に働き方改革を進める必要がありますので、24ページの目標134を追加いたしました。

また、11. 「安全で安心な学びの場づくり」の「(2) 自然災害等に備えた体制の充実、防災教育の取り組み」につきましては、25ページの目標142をご覧ください。来年度の案から追加した目標になりますが、前回説明ができなかったため、説明をさせていただきます。この目標を追加した理由は、今年度府内におきましても、校内に不審者が侵入した事案が発生しており、防犯対策を強化するために追加したものでございます。

続きまして26ページをご覧ください。13. 「豊能町の文化、歴史、風土を生かした体験活動の推進」、「(1) 生涯学習の推進」についてですが、人権教育の推進に係る目標を目標176から目標158に入れ込みをいたしました。最後になりますが、28ページをご覧ください。「(4) ユーベルホールの運営について」から、「(4) 文化芸術の振興について」と変更し、黒枠の中を修正しております。説明は以上になります。ご審議いただき、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【教育長】

説明が終わりました。ご意見、ご質問等ありましたらお出してください。

【委員】

前回の議論を丁寧に踏まえて変更いただき、新しいことについても追求してくださり、私はこれで良いと思います。せっかく豊能町の教育基本指針と銘打っていますので、これについては特に教職員の皆さん、それからそれを支えて下さる保護者の皆さん、地域住民の皆さんといった人たちにも、今後それぞれに応じて説明して、単にお飾りの指針にならないよう、一人ひとりがこれをしっかり受けとめて、力を合わせて実行していただければと思います。

特に中学生くらいになりましたら、この内容について何らかの形で学ぶ機会があると良いのではないかと思います。これもまたご検討いただきたいと思います。特に中学3年生くらいになりますと、こういうことについてしっかりと理解をして、子どもたちなりに受けとめてくれると非常に良いのではないかと思います。引き続き教育委員会の方で、学校の関係者と協力しながらこの基本指針の理解と、それからこれに基づいた、豊能町らしい素晴らしい教育を

ぜひ一緒になって実現できるように努力をしていただきたいと思います。以上です。

【義務教育課長】

ご意見ありがとうございます。こちらの基本指針につきましては全教職員に配布をしておりますが、春には合同研修会等ございますので、その場で説明ができるようにしていきたいと思っております。また、学校運営に関わって下さっている学校運営協議会の委員の方々にも説明をしていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

【教育長】

ありがとうございます。色々な場でこの趣旨等を説明していけたらと思います。

【委員】

「地域とともにある学校づくりの推進」で、具体的に「コミュニティづくりの推進」と、「放課後等における子どもの様々な体験」を挙げていただき、「地域とともにある学校」という前回会議で伝えてたことを、うまくまとめていただいたように思います。これに大賛成なのですが、前回の教育長コラムに、箕面や能勢のサタデースクールに行かれた様子が載せられていました。学校支援コーディネーターの方たちと一緒に行かれたのですね。学校支援コーディネーターが、そういう活動の1つの小学校区ごとの要の人になっています。東ときわ台小学校の放課後に、地域のセブンイレブンの人が来る等の取り組みが、その学校支援コーディネーターの手によって行われています。だからその人たちがもう少し活動しやすいような場づくりをしていただけたら良いと思います。その時の様子をもっと詳しくお願いします。

【義務教育課長】

今回は各校の地域学校協働活動推進員さん、これまで学校支援コーディネーターと言われている方々と一緒に見学に行きまして。行き先は能勢ささゆり学園と箕面市の西小学校になります。能勢ささゆり学園では、平日の放課後に行われている、子どもたちの居場所づくりとしてされている活動を見学しました。能勢町の方は、行政の生涯学習課でこちらの居場所づくりが行われていました。また箕面市の西小学校が土曜日の午前中に、地域の方々が学校に来られて様々な活動をされておりました。講座が10講座近くあったかと思いますが、そちらの方の講座を子どもたちが選んで、年間を通じて活動に参加されているそうです。こちらでもまた地域の方々の大きな力のおかげで実施ができているなと感じました。豊能町としましても令和8年に豊能町の地域性に合った子どもたちの居場所づくりができないか、これから2年間かけて考えていきたいと思っております。以上です。

【教育長】

よろしいですか。「全国学力テスト」や本町がやっている「とよのチャレンジ」についての生活調査のところを集計しますと、小学校5年生から中学3年生あたりで、学校が終わって帰ってからテレビ・SNS・DVDに使っている時間について、4時間から5時間が増えてきています。例えば18時に家に帰って、5時間でしたら23時です。家庭の生活、学習習慣、時間の使い方、休日の使い方をみんなで応援していく必要があるのではないかとということで、先進的な取り組みをされている1市1町を見せていただいたところです。

今までも、小学校では放課後の時間を使った「わくわく」、中学校ではテスト前の「学び舎」というものをしていただけていますが、コロナによって少しわくわくの方は縮小しています。令和8年4月の開校を目指して、そういうことがもう少し充実できないかというようなことで相談をしているところでございます。

他にご意見等よろしいですか。それでは質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明がありました第13号議案「令和6年度豊能町教育基本指針（案）について」、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、第 13 号議案は可決されました。次に第 19 号議案「豊能町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の改正について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

第 19 号議案「豊能町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の改正について」でございます。豊能町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めます。提案理由につきましては、令和 8 年度義務教育学校開校に向け、小中一貫校の円滑な学校運営を行うため、所要の改正を行うものです。2 ページ目をご覧ください。改正内容につきましては、第 12 条の 4 の次に、次の条を加える。項目としては副校長という項目です。第 12 条の 5「学校に副校長を置くことができる。」、2 項「副校長は校長を助け、その名を受けて校務を司り、所属職員を監督する。」、附則としましてこの規則は令和 6 年 4 月 1 日から施行することになります。次のページは新旧対照表になります。

4 ページ目からは、その改正分を盛り込んだ内容になっております。またお読みいただけたらと思います。管理規則の体制としまして、近隣の学校や学校教育基本法でも副校長を置くことができることになっております。近隣の義務教育学校につきましても、校長、副校長、教頭が 2 人というような体制を組んでいるところが多くありますので、本町も令和 8 年の義務教育学校に向け、そのような体制で臨んでいきたいと思ひ、新たに副校長という役職を設けるものです。説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

【教育長】

ありがとうございました。説明が終わりました。質問、ご意見等ございましたらお出しください。そうしましたら質疑を終結します。採決を行います。ただいま説明がありました第 19 号議案「豊能町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の改正について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって第 19 号議案は可決をされました。次に第 20 号議案「豊能町立小・中学校教職員人事取扱要領の改正について」でございます。事務局より説明をお願いします。

【教育総務課長】

第 20 号議案についてです。資料をご覧ください。豊能町立小・中学校教職員人事取扱要領の一部改正についてです。提案理由につきましては、学校に清新な気風を醸成するとともに、教員の経験を豊かにし、資質の向上を図り、異動を積極的に推進するため、豊能町立小・中学校教職員人事基本方針に基づく、豊能町立小中学校教職員人事取扱要領の改正を行うものであります。1 枚めくっていただきまして、裏面になりますが一部改正内容です。本文中の教職員人事についての 8、同一校長長期勤務者の文中に、「6 年」となっているものを「4 年」に、「原則 9 年」を「原則 7 年」に改めるというものです。附則としまして、この規則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この本文の内容は、教職員の異動についての基本的な年限を定めている事務取扱要領として、新規採用者につきましては 4 年をめどに異動をすることになっております。これは地区内の他自治体もそうですし、大阪府もその形で進んでおります。2 番目の同一校に長期勤務しているものにつきましては、中学校では教科調整があり、年限が早い段階で異動させることができません。本町においても、その部分が一番悩ましいところであります。それ以外に小学校につきましても異動がスムーズにいけない場合があります。

今後、義務教育学校を見据えた上で今の学校体制をしっかりとやっていき、色々な学校を経験して色々な人と子どもたちを見ることができるようにするには、やはり在籍する年限をもう少し短くし、色々な方々と対応しながら子どもたちに接していただけたらと思っております。

また、豊能地区内、それから大阪府の方も、同一校でいける年限が 9 年となっていたのです

がどんどん短くなっております。今年度は6年になっておりまして、来年、再来年にかけてどんどん短くしていくことになっております。豊能地区内でも、もうすでに4年の年限で異動させている自治体もございますので、豊能町もそれに倣います。あくまでも目標であり、実際にできるかどうかというのは、異動させる人数や学校数によって変わってくるかと思いますが、目標としてそれぐらいの年数で変わり色々なことを体験していただけたらと思っております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【教育長】

説明が終わりました。ご意見、質問等ありましたらお出してください。

【委員】

先ほどの議案とも関連しますが、改正案の最後のところで、校長・教頭とだけ書いてありますが、副校長については規程に入れなくてよろしいのでしょうか。
はい。

【教育総務課長】

申し訳ございません、入れ忘れておりました。副校長を入れます。

【委員】

35歳以上57歳以下という文言について、校長と一緒に歳まで副校長をするのか等、これからの相談になるかと思いますが、教員の定年が伸びていく時代がこれから出てきます。年齢は教頭よりも校長に近い方が良いのかなと思います。そこにこだわるわけではありませんが、長くやっていただくようにしたら良いかなという意見です。

【教育長】

他にございませんか。再編をする令和8年4月に、東西に一つずつになりますので、豊能町の中ではこの2つの学校を異動することになります。それでは中々活性化ができないということで、能勢町の方とはここに2年ほどかけてこの人事異動やっていました。1つの町として、異動や人事のこと、あるいは研修のことを考えていこうというような形になっております。令和8年4月からこの3校が義務教育学校となります。また周辺の学校や豊能地区内の義務教育学校とも、そういう調整ができたらと思います。

他に質問等ございませんでしょうか。それでは、質疑を終結します。採決を行います。ただいま説明のありました、第20号議案「豊能町立小・中学校教職員人事取扱要領の改正について」、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって第20号議案は可決されました。次に第21号議案「令和6年度学校医及び学校歯科医の委嘱について」でございます。それでは事務局より説明をお願いします。

【義務教育課長】

第21号議案「令和6年度学校医及び学校歯科医の委嘱について」、提案させていただきます。本議案は、豊能町教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条第1項第15号に基づき、学校医及び学校歯科医の委嘱について承認を求めるものでございます。提案理由は、学校医及び学校歯科医の任期満了に伴い、新たに委嘱をするものでございます。例年でありましたら、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の議案を上程しご審議いただいておりますが、今回は学校医と学校歯科医のみ上程をしています。学校医と学校医師会につきましては、担当の所園学校に変更はございません。令和6年2月15日付で池田市医師会から、また、令和6年2月26日付で池田市歯科医師会からの承認の通知をいただいております。

学校薬剤師につきましては、令和5年度は3名委嘱していましたが、そのうち1名の薬剤師が自己都合により令和6年度は辞められます。その1名の補充にあたっては、学校薬剤師の代表の薬剤師や、池田市薬剤師会に相談をしておりますが、現在まだ決まっていないため、今回の教育委員会会議の上程には間に合いませんでした。決まり次第、ご提案をさせていただきます。説明は以上です。ご審議いただき、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【教育長】

説明が終わりました。質疑等ありましたらお願いいたします。なお、学校薬剤師につきましては、またご提案させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。池田市の医師会、それから歯科医師会から推薦をいただいております。そうしましたら、質疑を終結いたします。ただいま説明がありました、第21号議案「令和6年度学校医及び学校歯科医の委嘱について」、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第21号議案は可決されました。次に第22号議案「豊能町スポーツ推進委員の委嘱について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

【生涯学習課長】

私からは第22号議案「豊能町スポーツ推進委員の委嘱について」、提案理由の説明をさせていただきます。スポーツ基本法32条の規定に基づき、任期満了に伴うスポーツ推進委員の委嘱を行いたく、教育委員会会議での議決を求めるものです。1ページの第22号議案関係資料をご覧ください。豊能町スポーツ推進委員の委員委嘱数は15名となります。非委嘱者の情報につきましては、裏面の委嘱予定者名簿の通りとなっております。名簿には個人名、生年月日、住所等個人情報が記載されておりますので、傍聴されている方につきましてはその資料がついておりません。ご了承ください。今回は新任の方が1名、継続の方が14名となっております。

地域の方の経歴を説明させていただきます。地域の方につきましては表の上から3人目、柿谷芳行さんであります。活動分野としましてはニュースポーツであるドッチビーの普及・指導に尽力されております。町連合子ども会、単位子ども会の役員もされております。大阪府子ども会連合会主催のドッチビー大会では、2年連続チームを優勝、また入賞に導くなどを熱心に指導されております。他にも小学生のソフトボール指導もされております。残りの14名の方につきましては、令和3年度・4年度より継続していただく方です。

継続の方につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、約3年間事業が実施できておりませんでした。本年度よりようやく事業を再開しております。スポーツ推進委員においても、以前の事業実施体制がどうであったか、それぞれが思い出しながらの活動となりました。事務局側としましても、今後の引き継ぎ体制をしっかりと整えることが必要と考えておりましたが、すべての方が継続希望を出されたところで、今回の委嘱となっております。

委嘱期間につきましては、令和6年4月1日より令和8年3月31日まで。委員報酬につきましては年額2万5000円となっております。説明は以上となります。ご審議賜りご決定いただきますようお願いいたします。

【教育長】

説明が終わりました。質疑等ありましたらお出しください。

【委員】

スポーツ推進委員を委嘱される時に、以前お聞きしたのかと思いますが、地域が分散するような配慮等はあるのでしょうか。

【生涯学習課長】

選出させていただく方につきましては、東地区、西地区、あまり大きな偏りがないように、

また年齢につきましても、性別につきましても、バランス良くなるように努めておるところでございます。やはり町自体、高齢化が進んでいるということで、委員の方も長きにわたってやっていただいて、高齢化が進んでいるような状況でございます。

今後につきましても、現在委嘱をしていただいている方もそろそろ任務を辞めようかなあということを悩んでいらっしゃる方もいると担当から聞いております。次回の調査の際には、年齢層の少し引き下げや、東西地区のバランス、そういったところにも考えながら委嘱を進めていきたいと思っております。

【委員】

東地区のスポーツ推進委員の方とおつき合いがあるのですが、長年変わっていません固定されたメンバーになっております。若い方とかにも募集といいますか、委嘱する時のシステムで、若い方が対象になるような方法もまたお考えいただけたらと思います。

【森田教育長】

意見として受けておきます。ありがとうございます。

【委員】

性別のこともあったと思いますが、いま男性が9人、女性が6人で、女性がすごく活躍している時代になって、こういうスポーツ推進も女性がもっと出ていってもらうような形になったら良いかなと思います。

【教育長】

それぞれ委員からご意見、ご要望等をいただいておりますので、次回、そういうことも踏まえて、委員の選任に当たっていただければと思います。

【教育長】

他にございますでしょうか。質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明がありました、第22号議案「豊能町スポーツ推進委員の委嘱について」、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第22号議案は可決されました。最後に、第23号議案「令和6年度学校園所管理職人事について」でございます。内示前の教職員管理職人事であるため、豊能町教育委員会会議規則第5条の規定により、秘密会として審議をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(挙手全員)

それでは秘密会として審議をいたします。

—————非公開—————

【教育長】

傍聴いただいた皆さん、お待たせして申し訳ございませんでした。それでは、その他といたしまして「豊能町立留守家庭児童育成室条例施行規則の一部改正について」、ご報告がございます。

【こども育成課長】

それではその他事項として、「豊能町立留守家庭児童育成室条例施行規則の一部改正につい

て」、ご説明いたします。資料は案と書かれてる部分でございます。まず、この規則改正の前提となります豊能町立留守家庭児童育成室条例につきましては、現在開会中の豊能町3月議会に、吉川育成室を新たに追加する条例改正を提案しております。条例は3月22日の本会議の採択により可決された場合に、4月1日から施行される見通しでございます。

このため、この条例に基づく規則改正については、現時点では審議せず4月の教育委員会会議で議案として提案し、4月1日から適用されるものとして審議をお願いする予定としております。なお、改正部分は規則第2条において、東ときわ台留守家庭児童育成室の定員を40人に改め、新たに吉川留守家庭児童育成室の定員を30人と定めるものです。説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま説明のありましたその他、「豊能町立留守家庭児童育成室条例施行規則の一部改正について」、何かご質問等ありますでしょうか。

【委員】

1つ質問です。定員は50名ということですが、現在利用されている方は何名いらっしゃいますでしょうか。

【こども育成課長】

この4月1日の予定者数ということでお答えさせていただきたいと思います。東能勢が25名、光風台が40名、東ときわ台が32名で新たに開く吉川が19名、合計116名でございます。

【教育長】

次に前回会議以降、各課からの報告に移ります。順次報告をお願いいたします。

【義務教育課主幹兼保幼小中一貫教育推進室室長】

- ・令和8年開校予定の義務教育学校の校章・校歌について

【教育長】

それでは本日の議事はすべて終了いたしました。次に4月の教育委員会会議の日程ですが、4月17日（水）午後2時半からということで調整させていただいております。

日程等のことにつきまして、できるだけ5人の委員さんがそろって会議が開けるという形が望ましいと思いますので、平日だけではなく、夜やあるいは休みの日というようなことも、検討をして参りたいと思います。その辺りまたそれぞれの委員さんにはご都合をお聞きすることになります。よろしく願いいたします。以上をもちまして令和5年度第12回豊能町教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。

閉会 午後3時47分